同　意　書

別海町就職奨励金交付要綱に基づき、同要綱第３条に規定する

１）町内事業所に正規雇用され、交付申請時において１年以上を経過した者で、かつ、２年を経過していない者

２）正規雇用以降の全期間において、町内に住民登録があり、かつ、当該住所に居住する４５歳未満の者

３）過去にこの要綱による奨励金を受けていない者

４）諸税金、諸使用料、諸手数料を滞納していない者

全ての項目に該当しており、交付対象者であることを確認しました。

また、別海町が上記要件に関して調査を行うことに同意します。

　　年　　月　　日

住所

電話番号

勤務先

氏名